

広島県訓令第6号

本 庁  
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務部総務管理局文書法制室（以下「文書法制室」を「総務局総務管理部総務課（以下「総務課」に、「文書法制室長」を「総務課長」に改め、同条第三項中「公印管守機関の長」の下に「（地方機関にあつては、当該地方機関の長。以下同じ。）」を加える。

第四条第二項及び第五条中「文書法制室長」を「総務課長」に改める。

第七条第二項中「（文書法制室にあつては、文書法制室長）」を削る。

第十一条第一項中「公印（）」を「文書（文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書を除く。）に公印（）」に、「その押印しようとする」を「当該」に、「室又は」を「課又は」に、「文書法制室にあつては、文書法制室長」を「総務課にあつては、総務課長」に改め、「次項」の下に「から第四項まで」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 文書管理システムの機能を利用して公印の押印に係る承認を受けた文書に公印（出納員印及び建築主事印を除く。）を押印するときは、当該文書を当該公印を管守する課又は地方機関の文書事務取扱主任に提示し、審査を受けなければならない。

4 文書事務取扱主任は、前項の審査において適正と認めるときは、公印を使用させるものとする。

第十二条第一項中「第三十一条第二項の規定により」を「第三十一条第二項ただし書の規定により事前に」に、「主務室又は地方機関」を「主務課」に改め、同条第二項中「主務室長又は地方機関の長」を「主務課長」に改める。

第十三条第二項中「室又は」を「課又は」に改め、「（文書法制室にあつては文書法制室長）」を削る。

別表の1中	「総務部総務管理局文書法制室	を	「総務局総務管理部総務課	に改め、同表の2中
「広島県知事	方 15		「会計管理局会計総務室	
”	方 27		総務部総務管理局文書法制室	
”	”		”	
”	”		”	
”	方 15		”	

〃	方 27	総務部総務管理局人事室	
〃	方 14	総務部財務局税務室	〃
〃	〃	総務部財務局情報政策室	
〃	方 27	総務部秘書広報局国際室	
〃	方 10	県民生活部危機管理局消防・保安室	
〃	縦 8・横 15	〃	
〃	縦 3.9・横 20	〃	」
「 広島県知事			
〃	方 15	会計管理部会計総務課	
〃	方 10	危機管理監消防保安課	
〃	縦 8・横 15	〃	
〃	縦 3.9・横 20	〃	
〃	方 27	総務局総務管理部総務課	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	」
〃	方 15	〃	
〃	方 27	総務局総務管理部人事課	
〃	方 14	総務局財務部税務課	
〃	〃	総務局財務部情報政策課	
〃	方 27	総務局秘書広報部国際課	」
「 福祉保健部社会福祉局社会援護室			
〃	〃	「 健康福祉局社会福祉部社会援護課	」
「 会計管理局会計総務室			
〃	〃	「 会計管理部会計総務課	
総務部総務管理局文書法制室			
〃	〃	総務局総務管理部総務課	」
総務部総務管理局人事室			
〃	〃	「 総務局総務管理部総務課	
「 総務部総務管理局文書法制室			
〃	〃	「 総務局総務管理部総務課	
「 会計管理局会計総務室			
〃	〃	「 会計管理部会計総務課	
「 都市部都市事業局建築指導室			
〃	〃	「 都市局建築課	
」			
「 福祉保健部病院事業局			
〃	〃	「 健康福祉局病院事業部	
」			
「 健康福祉局病院事業部			
〃	〃	「 健康福祉局病院事業部	
」			
「 健康福祉局病院事業部			
〃	〃	「 健康福祉局病院事業部	
」			

③ 本回帳の「5」の「回帳の2」中「会計管理局会計総務室」を「会計管理部会計総務課」  
 とする。回帳の「2」の「回帳の3」の「回帳の2」中「総務部財務局税務室」を「総務局財務  
 部税務課」とし、  
 「福祉保健部社会福祉局 健康福祉局社会福祉部  
 地域福祉室 地域福祉課  
 都市部都市事業局住宅 都市局住宅課  
 室」を「  
 」と改定し、  
 「 総合技術研究所畜産技  
 術センター広島牛改良 センター」  
 を「回帳の「5」の「回帳の2」の「回帳の3」の「回帳の2」中「総務部財務局税務室」を「総務局財務  
 部税務課」とし、  
 「福祉保健部社会福祉局 健康福祉局社会福祉部  
 地域福祉室 地域福祉課  
 都市部都市事業局住宅 都市局住宅課  
 室」を「  
 」と改定し、  
 「 総合技術研究所畜産技  
 術センター広島牛改良 センター」

「7 部長 印  
 広島県部長 方 24 総務部総務管理局文書  
 法制室  
 広島県部長之印 〃 東京事務所  
 8 局長 印 〃  
 広島県局長 方 24 総務部総務管理局文書  
 法制室  
 9 室長 印 〃  
 広島県室長 方 23 総務部総務管理局文書  
 法制室  
 「7 危機管理監  
 広島県危機管理監 方 24 危機管理監/危機管理課  
 8 局長 印  
 広島県局長 方 24 総務局総務管理部総務  
 課  
 〃 〃 東京事務所  
 9 部長 印  
 広島県部長 方 24 総務局総務管理部総務  
 課  
 〃 〃 〃  
 10 室長 印  
 広島県室長 方 24 総務局総務管理部総務  
 課  
 11 課長 印  
 広島県課長 方 23 総務局総務管理部総務  
 課

別記様式第三号及び別記様式第四号中「総務部総務管理局文書法制室長」を「総務局総務  
 管理部総務課長」とし、「室(所)長」を「課(所)長」と改定し、  
 別記様式第五号及び別記様式第六号中「室(所)長」を「課(所)長」と改定し、

別記様式第七号中

「主務課(所)名

を

「主務課名

」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。